



利府町ゼロカーボンシティ宣言

令和4年10月3日
利府町

利府町ゼロカーボンシティ宣言まで

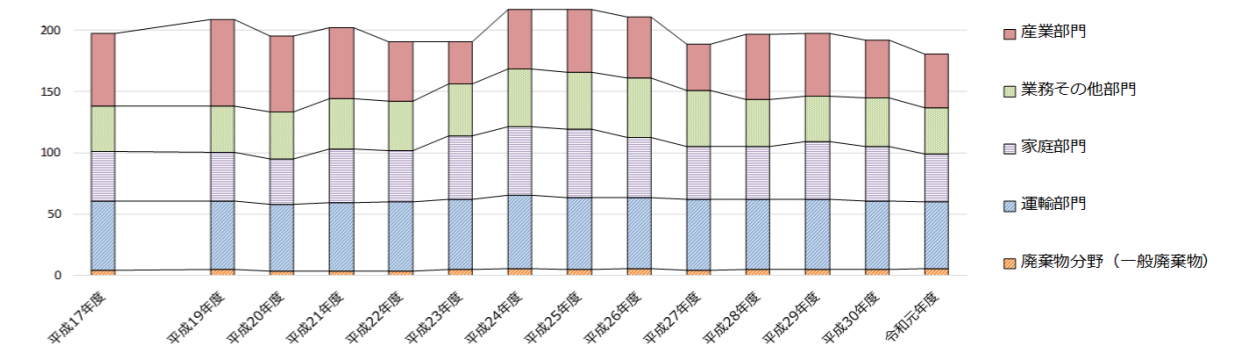
- ▶ 2015年COP21によるパリ協定において、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をする」という世界共通の長期目標が設定された
- ▶ 2016年5月に日本政府は地球温暖化対策推進法に基づく総合計画、地球温暖化対策計画を閣議決定
- ▶ 2018年3月に本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を目的に「利府町地球温暖化対策実行計画（事務事編）」を策定
- ▶ 2020年10月に菅内閣は臨時国会冒頭の所信表明演説で2050年までに温室効果ガスを全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言
- ▶ 2022年3月に利府町議会から「ゼロカーボンシティ宣言の表明に関する要望書」が提出
- ▶ 2022年10月 令和4年度功労者表彰式において「利府町ゼロカーボンシティ宣言」

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組み

- ◆ **脱炭素・再生可能エネルギーの推進**
 - ・公共施設への太陽光発電設備・文化交流センター地中熱利用空調設備整備
- ◆ **循環型社会の構築**
 - ・3R運動、リサイクル運動報奨金、小型家電回収箱設置
- ◆ **緑化推進** 植樹活動 緑の募金活動
- ◆ **イベント等啓発活動** 環境まるごとフェアの開催
- ◆ **公共施設等の脱炭素化**
 - ・公共施設照明、防犯灯街路灯LED化、公用車の電動化



本町の部門・分野別の二酸化炭素等の排出量の経年変化



部門・分野	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO2)
合計	197	209	195	202	191	217	217	211	189	197	197	192	192	180
産業部門	59	70	62	58	49	35	48	51	50	38	53	51	47	43
製造業	54	67	59	56	47	32	46	49	47	35	51	49	45	41
建設業・鉱業	3	2	2	2	2	3	3	2	2	3	3	3	2	2
農林水産業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務その他部門	37	37	39	41	40	42	47	47	48	46	38	37	39	38
家庭部門	41	40	36	44	42	52	56	56	49	43	43	47	44	39
運輸部門	56	56	55	56	57	57	60	59	58	58	57	57	56	55
自動車	54	54	53	54	54	55	57	56	55	55	55	54	54	53
旅客	37	37	36	37	38	38	40	39	37	38	37	37	37	36
貨物	18	17	17	16	17	16	17	17	18	18	17	17	17	17
鉄道	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	2
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	4	5	4	4	3	5	6	5	5	4	5	5	5	5

環境省：自治体排出量カルテ

利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

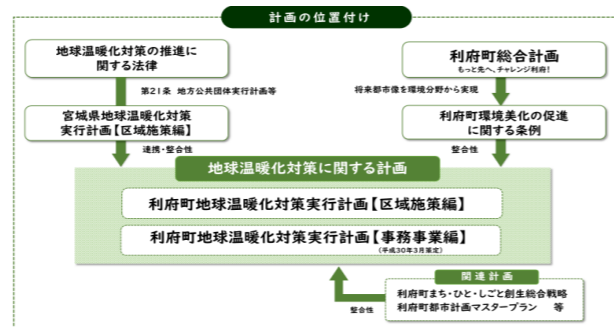
1 計画策定の趣旨

地球温暖化対策推進法第21条では、自治体に対し国の地球温暖化対策計画に即して二酸化炭素の排出量の削減や吸収作用の保全及び強化のための措置（緩和策）に関する計画を定めることを求めています。

本町では、自然環境を守り、持続可能で安心して暮らせるまちを、将来にわたって次世代に引き継いでいくため、町民、事業者及び町が地球温暖化対策を進めるうえでの具体的な目標や方向性を示す利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

2 計画の位置付け

利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく計画であり、利府町総合計画をはじめとした庁内の計画との整合を図り、利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と調和するものとしします。



3 計画の基準年度・目標年度

計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に準拠し、2013年度を基準年度とします。また、目標年度を中期は2030年度、長期は2050年度とします。

区分	年度
基準年度	2013年度（平成25年度）
目標年度	中期：2030年度（令和12年度） 長期：2050年度（令和32年度）

4 計画の期間

計画の期間は、中期の目標年度に合わせて、2024年度から2030年度までの7年間とします。期間中の社会情勢の変化や科学技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進イメージ

